平成 18 年 10 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第67号

岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

第1条 岩手県港湾施設管理条例(昭和40年岩手県条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用の許可)	(使用の許可)
 第7条 次に掲げる港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受	第7条 次に掲げる港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受
けなければならない。	けなければならない。
(1)~(9) [略]	(1)~(9) [略]
<u>(10) 廃油処理施設</u>	
<u>(11)</u> [略]	<u>(10)</u> [略]
2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をした	2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしな
いことができる。	いことができる。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3) 廃油処理施設の使用が、次のいずれかに該当するとき。	
ア 廃油がビルジ (船底にたまった油性混合物をいう。以下同じ。)	<u>)</u>
以外のものであるとき。	
イ 天災その他やむを得ない理由により廃油処理上支障があると	
き。	
別表第1 使用料(第12条関係)	別表第1 使用料(第12条関係)

	港湾施設	金額					
[略]							
上屋		1平方メートルまでごとに、次の区					
		分により計算した金額の合計額(く					
		ん蒸設備を使用する場合にあって					
		は、当該合計額にくん蒸する貨物の					
		取扱量1トンまでごとに136円50銭					
		を加えた額)とする。					
		(1)~(3) [略]					
野積場	[略]	[略]					
<u>及び</u> 陸							
上貯木							
LEI							
場							

港湾施設							
		金額					
		1平方メートルまでごとに、次の区					
		分により計算した金額の合計額(く					
		ん蒸設備を使用する場合にあって					
		はくん蒸する貨物の取扱量1トン					
		までごとに136円50銭を <u>、冷凍コン</u>					
		<u>テナ用コンセント設備を使用する</u>					
		場合にあっては1日までごとにコ					
		ンセント1口ごとに2,589円及び電					
		気料金を当該合計額に加えた額)と					
		する。					
		(1)~(3) [略]					
舗装し	コンテ	1平方メートルまでごとに、次の区分					
<u>たもの</u>	ナ専用	により計算した金額の合計額とする。					
	<u>以外の</u>	(1) 使用日数 15 日までは、1 日まで					
	<u>もの</u>	<u>ごとに</u> <u>3円15銭</u>					
		(2) 使用日数 15 日を超え 30 日まで					
		たものナ専用以外の					

					<u>コンテ</u> ナ専用	は、超過日数1日までごとに 3円78銭 (3) 使用日数30日を超えるときは、 超過日数1日までごとに 4円41銭 1日までごとに、次の区分により計算した金額の合計額(冷凍コンテナ用コンセント設備を使用する場合にあっては、1日までごとにコンセント1口ごとに 2,589 円及び電気料金を当該合計額に加えた額)とす	
				舗装した	にいもの	る。 (1) 長さが20フィート以下のコンテナ 1個ごとに 50円 (2) 長さが20フィートを超えるコンテナ 1個ごとに 100円 1平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。 (1) 使用日数15日までは、1日までごとに 1円58銭 (2) 使用日数15日を超え30日までは、超過日数1日までごとに 2円36銭 (3) 使用日数30日を超えるときは、	
			陸上貯	[略]		超過日数1日までごとに 3円15銭 [略]	
船舶のための給水施設廃油処理施設	 [略] ビルジ処理1トンまでごとに、次の区分により計算した金額とする。 (1) 執務時間内 1,575円 (外航船舶にあっては、1,500円) (2) 執務時間外 2,047円50銭 (外航船舶にあっては、1,950円) 	木場 船舶のための給水施設			施設	[略]	
備考[略]		備考[咯]				
備考 改正部分は、下線の部分である。							

第2条 岩手県港湾施設管理条例の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後				
別表第1 使用料 (第12条関係)			別表第1 使用料(第12条関係)			
港湾施設	港湾施設 金額			金額		
[略]			[略]			

	野積場	舗装し	[略]	[略]	里	野積場	舗装し	[略]	[略]
		たもの	コンテ	1日までごとに、次の区分により計算			たもの	コンテ	1日までごとに次の区分により計算
			ナ専用	した金額の合計額(冷凍コンテナ用コ				ナ専用	した金額の合計額(冷凍コンテナ用コ
				ンセント設備を使用する場合にあ					ンセント設備を使用する場合にあ
				っては、1日までごとにコンセン					っては、1日までごとにコンセン
				ト1口ごとに2,589円及び電気料金					ト1ロごとに 2,589 円及び電気料金
				を当該合計額に加えた額)とする。					を当該合計額に加えた額) <u>並びに荷</u>
									役機械用コンセント設備を使用す
									る場合にあっては、1月までごと
									<u>に 95,000 円及び電気料金</u> とする。
				(1)・(2) [略]					(1)・(2) [略]
		[略]					[略]		
	[略]				[略]				
	備考 [略]						咯]		
/世	借考 みて如公は 下組の如公でなる								

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例中第1条の規定は公布の日から起算して30日を経過した日から、第2条の規定は公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。